

育児や子育てに関するさまざまな制度

網走市では乳幼児や児童のいる家庭に対して、安心して子育てができるように各種手当や、いろいろな助成事業を行っております。該当する方は、お問い合わせのうえ、手続きをして下さい。

医療費の給付・助成

●乳幼児医療費給付

(窓口 市保険年金課 医療給付係)

対象者 小学校就学前の児童

内容

乳幼児医療費受給者証の交付を受け、健康保険証とともに医療機関に提示することにより、健康保険の自己負担額が無料又は1割負担となります。

その他 3歳以上の市民税課税世帯の児童は1割負担。
3歳未満及び市民税非課税世帯の児童は無料。
児童手当に準じた所得の制限があります。

●ひとり親家庭等医療費給付

(窓口 市保険年金課 医療給付係)

対象者 ひとり親家庭の児童(18歳未満)と父又は母

内容

ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受け、健康保険証とともに医療機関に提示することにより、健康保険の自己負担額が無料又は1割負担となります。

その他 3歳以上の市民税課税世帯は1割負担。
3歳未満及び市民税非課税世帯は無料。
児童が学生等の場合は20歳まで対象となる場合があります。
児童扶養手当に準じた所得の制限があります。

●入院助産制度

(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院して出産することができないとき、妊産婦を助産施設(網走厚生病院)に入院させ、分娩の安全を図る制度です。

対象者

住宅がせまい、介護する人がいない、衛生環境が悪く家庭内で出産できないなどの理由で入院が必要な方。

ただし、次の方は利用できません。

- 健康保険加入者で出産に関する給付額が30万円以上の方
- 前年分の所得税課税額が16,800円を超える方

助成対象日数 分娩の日から原則として7日間

手続 出産予定日3ヶ月前までに申請が必要です(母子健康手帳・健康保険証・診断書・所得証明等が必要)

その他 前年の所得税額等に応じて自己負担額が出る場合があります。

手当・祝金

●児童手当(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とします。

支給対象 小学校6年生までの子どもを養育している方に支給されます。

支給期間 請求手続の翌月から12歳到達後最初の年度末(3月)まで

支給額 3歳未満の児童 一律10,000円(月額)
3歳以上の児童 第1子5,000円、第2子5,000円、
第3子以降10,000円(月額)

その他 一定額以上の所得がある場合は支給されません。

●児童扶養手当

(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

父と生計を同じくしていない児童(18歳まで)の母又は養育者に対して、児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

支給要件

1. 父母が婚姻を解消した児童又は父が死亡した児童
 2. 父が重度又は一定以上の障がいの状態にある児童
 3. 父が引き続き1年以上拘禁されている又は遺棄されている児童
 4. 父の生死が明らかでない児童
 5. 母が婚姻によらないで生まれた児童であって父がいない児童
- ※ただし、次に該当するときは支給されません。
1. 父又は母の死亡について支給される公的年金や労働基準法等に基づく遺族補償の給付を受けることができるとき
 2. 児童福祉施設又は里親に委託されているとき
 3. 母の配偶者(内縁含む)に養育されているとき
 4. 母又は養育者が公的年金を受けることができるとき

支給額

1人月額41,720円(ただし、所得額に応じて最低9,850円まで減額される場合があります)、2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円加算

その他

一定額以上の所得がある場合は支給されません。
児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当を受けることができます。

●災害遺児等福祉手当

(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

交通事故、労働災害、天災により扶養者が死亡した場合ならびにその他の理由により父母と離別した児童(18歳未満)を養育している人に福祉手当を支給し、児童の健全育成と、福祉の増進を図ることを目的とします。

支給額

1. 義務教育就学前の遺児1人につき 月額 2,000円
 2. 義務教育終了までの遺児1人につき 月額 2,500円
 3. 義務教育終了後満18歳に満たない遺児1人につき 月額 3,000円
- ※一定の障がいがある遺児については、それぞれ500円を加算

●障害児福祉手当

(窓口 市社会福祉課 障がい福祉係)

精神又は身体に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、その障がい極めて重度なため日常生活上常時特別の介護を要する方(身体障害1級又は2級の一部、及び、おおむね知能指数が20以下の重度知的障がい児など)に支給されます。

支給額 月額14,380円

支給制限

施設に入所する場合、本人・扶養義務者等の所得が一定の基準を超える場合、障がいを理由とする公的年金を受ける場合は支給されません。

●特別児童扶養手当

(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

精神又は身体に重度・中度の障がいのある20歳未満の児童(身体障害1～3級及び知的障がい中程度以上又はこれらに準ずる児童)を養育する保護者に対して支給されます。

支給額

- 1級該当 月額 50,750円
- 2級該当 月額 33,800円

支給制限 障害児福祉手当と同じ

●母子家庭等児童に対する入学祝金

(窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

母子家庭等の児童が小学校・養護学校に入学するときに、祝金を贈ります。

支給額 10,000円

助成・貸付金

●児童福祉施設入所児童等交通費助成 (窓口 市児童家庭課 児童福祉係)

児童福祉施設に入所している児童及び付添の保護者に対し、交通費を助成し経済的負担を軽減し、併せて福祉の向上を図ることを目的とします。

助成の範囲

施設入所児童1人につき年2回の範囲で施設の入退所や一時帰省の目的で旅行した場合に助成します。

対象経費

網走駅から最寄りの駅までのJR運賃、ただし身障割引等のある場合は割引後額とします。

●就学費用の援助 (窓口 市教育委員会管理課 学務係)

小・中学校に就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学奨励のため必要な援助を行うものです。

対象児童生徒

- (1) 生活保護受給世帯の児童生徒
- (2) (1)に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒

援助対象費目

学用品費・通学用品費・給食費・校外活動費・修学旅行費・通学費・体育実技用具費・医療費

●奨学資金貸付 (窓口 市教育委員会管理課 学務係)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に奨学金及び入学準備金を無利子で貸付けし、社会に有用な人材を育成することを目的とします。

対象者

- 保護者又はこれに代わるべき人が市内に居住する市民で
1. 大学・高等学校・高等専門学校又は専修学校に在学していること。
 2. 学資に乏しく、身体が健康であること。
 3. 学業が優良で品行が善良であること。
 4. 本人の属する世帯の1年間の年間総所得額が一定基準以下であること。

貸付限度額

- (1) 奨学金
大学生 月額18,000円 高等学校生等 月額9,000円
- (2) 入学準備金
大学生 120,000円 高等学校生等 60,000円

奨学資金の返還

卒業した月の1年後から又は貸付廃止後6か月後から5年、10年のいずれかの期間にその全額を月賦・半年賦・年賦で返還をしていただきます。

●母子福祉資金貸付 (窓口 市家庭児童・教育相談室) 44-3250

配偶者のいない女子で現に児童を扶養している方に、経済的自立の助成を図り、併せて児童の福祉を増進させるために資金を貸付けします。

貸付対象

1. 母子家庭
2. 父母のいない児童又はこれに準ずる児童
3. 母子福祉団体

●寡婦福祉資金貸付 (窓口 市家庭児童・教育相談室) 44-3250

寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった方）の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付けします。

貸付対象

1. 寡婦
2. 40歳以上の配偶者のいない女子で、母子家庭・寡婦以外の方
3. 母子福祉団体

生活に困ったときは

●民生委員・児童委員 (窓口 市社会福祉課 庶務係)

社会福祉の増進に資するため、地域における相談役として生活上の相談に応じたり、あるいは行政と住民の橋渡しの役割を果たす民生委員・児童委員が各地域において厚生労働大臣から委嘱されています。

○北海道民生委員児童委員連盟網走市支部事務局

〒093-0061

網走市北11条東1丁目 網走市総合福祉センター内

TEL61-2818 FAX61-2833

●生活保護とは (窓口 市社会福祉課 保護係)

生活保護制度は憲法第25条（生存権）に基づき生活に困っている国民の最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

●生活保護を受けるには

生活保護は、直接的には生活に困っている国民に対しての制度ですが、間接的には国民全体の福祉の向上の立場からも極めて大きな意味を持っています。

このため当然のことながら最小限の要件が必要です。

1. 利用し得る資産・労働能力・その他あらゆるものを最低生活維持のために活用することを要件として行わなければいけません。
2. 扶養義務者の扶養が受けられるときは、まずその扶養を受けることが必要です。
3. 他の法律による扶助は、すべて生活保護より優先されます。
いろいろな事情で生活に困り保護を受けたいときは、本人あるいは扶養義務者又は同居の親族からの申請を必要とします。
市社会福祉課保護係で随時相談に応じます。身近な問題では各地区の民生委員も相談に応じます。